

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次の記述は、予備免許について、電波法（第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- (1) 工事落成の期限
- (2) □ A
- (3) 呼出符号（標識符号を含む。）呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
- (4) 空中線電力
- (5) □ B

総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、□ C を延長することができる。

A	B	C
1 電波の型式及び周波数	運用義務時間	の(5)の時間
2 電波の型式及び周波数	運用許容時間	の(1)の期限
3 電波の周波数の偏差及び幅	運用義務時間	の(1)の期限
4 電波の周波数の偏差及び幅	運用許容時間	の(5)の時間

A - 2 次の記述は、無線設備の変更の工事について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、総務省令で定める軽微な事項について無線設備の変更の工事をするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 2 免許人は、総務省令で定める軽微な事項について無線設備の変更の工事をしたときは、速やかにその旨を総務大臣に届け出て検査を受けなければならない。
- 3 免許人は、総務省令で定める軽微な事項について無線設備の変更の工事をするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 免許人は、総務省令で定める軽微な事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A - 3 次の記述は、特定無線局の免許の特例について、電波法（第27条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるものであって、□ A のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を □ B は、その特定無線局が、目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、第27条の3（特定無線局の免許の申請）から第27条の11（特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等）までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

A	B
1 適合表示無線設備	2以上開設しようとする者
2 適合表示無線設備	開設しようとする者
3 総務大臣の行う型式検定に合格した無線設備の機器	2以上開設しようとする者
4 総務大臣の行う型式検定に合格した無線設備の機器	開設しようとする者

A - 4 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について、電波法（第25条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局の免許又は登録をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状又は登録状に記載された事項のうち、総務省令で定めるものを□Aにより公表する。

の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信又はふくそうに関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の□Bその他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。

の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を□の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

- | A | B |
|--------------------|------------------|
| 1 官報への掲載 | 電波の型式、周波数及び空中線電力 |
| 2 官報への掲載 | 無線設備の工事設計 |
| 3 インターネットの利用その他の方法 | 電波の型式、周波数及び空中線電力 |
| 4 インターネットの利用その他の方法 | 無線設備の工事設計 |

A - 5 次の記述は、無線設備の機器の検定について、電波法（第37条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 船舶安全法第2条（同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない□A
- 船舶に施設する□Bの無線設備の機器であって総務省令で定めるもの
- 第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により備えなければならない無線設備の機器（(3)に掲げるものを除く。）
- 第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器
- Cに施設する無線設備の機器であって総務省令で定めるもの

- | A | B | C |
|------------|-----|-----------------|
| 1 船舶自動識別装置 | 航行用 | 航空機 |
| 2 船舶自動識別装置 | 救命用 | 自動車その他陸上を移動するもの |
| 3 レーダー | 航行用 | 自動車その他陸上を移動するもの |
| 4 レーダー | 救命用 | 航空機 |

A - 6 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の条件について、無線設備規則（第38条の4）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、□Aを使用するものは、航海船橋において通信できるものでなければならない。

義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。）の備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、□Bを送り、又は受けることができるものでなければならない。

義務船舶局に備えなければならない□Cは、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。

からまでの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

- | A | B | C |
|----------------------------|-------------|---------------|
| 1 J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z | 遭難通信 | ナブテックス受信機 |
| 2 J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z | 船舶の航行に関する通信 | 衛星非常用位置指示無線標識 |
| 3 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z | 遭難通信 | 衛星非常用位置指示無線標識 |
| 4 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z | 船舶の航行に関する通信 | ナブテックス受信機 |

A - 7 次の記述は、主任無線従事者の講習について、電波法施行規則（第34条の7）の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から□□A□□以内に□□B□□に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人等は、□□の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から□□C□□以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

及び□□の規定にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が□□及び□□の規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

	A	B	C
1	3箇月	無線局の管理及び運用	3年
2	3箇月	無線設備の操作の監督	5年
3	6箇月	無線局の管理及び運用	5年
4	6箇月	無線設備の操作の監督	3年

- 8 次の記述は、無線局の運用に関する電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、□□A□□、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状（以下「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状等に記載された□□B□□であること。

(2) 通信を行うため□□C□□であること。

及び□□D□□の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	無線設備の設置場所	ものの範囲内	必要最小のもの	の(1)
2	無線設備の設置場所	もの	十分なもの	
3	無線設備	ものの範囲内	十分なもの	の(1)
4	無線設備	もの	必要最小のもの	

A - 9 次の記述は、船舶局及び海岸局等の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

1 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

2 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、予備設備のみを運用するとき、第52条（目的外使用の禁止等）第1号から第4号までに掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

4 海岸局及び海岸地球局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局及び海岸地球局については、この限りでない。

A - 10 次の記述は、遭難自動通報設備の機能試験について、無線局運用規則（第8条の2）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

遭難自動通報局においては、□□A□□ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。

の規定は、遭難自動通報局以外の無線局の遭難自動通報設備について準用する。

遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、□□の規定により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、□□B□□、これを保存しなければならない。

	A	B
1	1年以内の期間	当該試験をした日から2年間
2	1年以内の期間	当該無線局の免許の有効期間満了の日まで
3	6箇月	当該試験をした日から2年間
4	6箇月	当該無線局の免許の有効期間満了の日まで

A - 11 次の記述は、呼出しの中止について、無線局運用規則（第22条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに□A□しなければならない。□B□のための電波の発射についても同様とする。
 の通知をする無線局は、その通知をするに際し、□C□を示すものとする。

- | A | B | C |
|------------------|----------------|---------------|
| 1 その呼出しを中止 | 呼出しに対する応答 | 受けている混信の強さ |
| 2 その呼出しを中止 | 無線設備の機器の試験又は調整 | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 3 空中線電力を低下して呼出しを | 呼出しに対する応答 | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 4 空中線電力を低下して呼出しを | 無線設備の機器の試験又は調整 | 受けている混信の強さ |

A - 12 次の記述は、無線電話通信における送信の終了、受信証及び通信の終了について、無線局運用規則（第18条及び第36条から第38条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1) □A□
 (2) どうぞ

無線電話通信において通報を確実に受信したときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 相手局の呼出符号（又は呼出名称） | 1回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出符号（又は呼出名称） | 1回 |
| (4) 「了解」又は「OK」 | 1回 |
| (5) 最後に受信した通報の番号 | 1回 |

国内通信を行う場合においては、の(5)に掲げる事項の送信に代えて受信した通報の通数を示す数字1回を送信することができる。

□B□においては、の(1)から(3)までに掲げる事項の送信を省略することができる。

通信が終了したときは、「□C□」を送信するものとする。ただし、□B□においては、これを省略することができる。

- | A | B | C |
|--------------------------|-------------|-------|
| 1 受信しましたか。 | 海上移動業務以外の業務 | 終わり |
| 2 受信しましたか。 | 海上移動業務 | さようなら |
| 3 こちらは、そちらに送信するものはありません。 | 海上移動業務以外の業務 | さようなら |
| 4 こちらは、そちらに送信するものはありません。 | 海上移動業務 | 終わり |

A - 13 次の記述は、「非常通信」の定義について、電波法（第52条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「非常通信」とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□A□において、□B□を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、□C□又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

- | A | B | C |
|----------------------|-----------|---------|
| 1 発生し、又は発生するおそれがある場合 | 電気通信業務の通信 | 電力の供給 |
| 2 発生し、又は発生するおそれがある場合 | 有線通信 | 交通通信の確保 |
| 3 発生した場合 | 電気通信業務の通信 | 交通通信の確保 |
| 4 発生した場合 | 有線通信 | 電力の供給 |

A - 14 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について、無線局運用規則（第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、**A**を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B電波2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて狭帯域直接印刷電信装置を使用する場合
F1B電波2,174.5kHz、4,177.5kHz、6,268kHz、8,376.5kHz、12,520kHz又は16,695kHz
- (3) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合
J3E電波2,182kHz、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz
- (4) 船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合（遭難通信及び緊急通信を行う場合に限る。）
A3E電波 121.5MHz
- (5) 無線電話を使用する場合（(3)及び(4)に掲げる場合を除く。）
A3E電波27,524kHz若しくは **B** 又は通常使用する呼出電波

海上移動業務において、無線電話を使用して医事通報に係る緊急呼出しを行った場合における当該医事通報の送信又は既に送信した緊急通報の再送信は、**C**の規定にかかわらず、**C**により行うものとする。

海上移動業務において、モールス無線電信又は無線電話を使用して安全通報を送信する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて送信する場合を除く。）は、**C**の規定にかかわらず **C** により行うものとする。ただし、A3E電波27,524kHzにより安全呼出しを行った場合においては、当該電波によることができる。

A	B	C
1 遭難通信	J3E電波2,182kHz	別に告示する周波数の電波
2 遭難通信	F3E電波156.8MHz	通常通信電波
3 遭難通信又は緊急通信	J3E電波2,182kHz	通常通信電波
4 遭難通信又は緊急通信	F3E電波156.8MHz	別に告示する周波数の電波

A - 15 次の記述は、他の無線局の遭難警報の中継の送信等について、無線局運用規則（第78条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。

- (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が **A** 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の **B** が、救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めるとき。

A	B
1 自ら	責任者
2 自ら	責任者又は無線従事者
3 遭難通信用の電波で	責任者
4 遭難通信用の電波で	責任者又は無線従事者

A - 16 次の記述は、局の検査について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第49条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は□Aは、検査のため、□Bの提示を要求することができる。局の通信士又は責任者は、この検査が容易となるようにしなければならない。□Bは、要求に際して提示することができるように保管していなければならない。□B又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。

なお、検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、職務上の□Cを要求することはできない。

A	B	C
1 権限のある主管庁	無線局検査証明書	情報の開示
2 権限のある主管庁	許可書	知識の証明
3 電波監視機関	無線局検査証明書	知識の証明
4 電波監視機関	許可書	情報の開示

A - 17 次の記述は、航空機の無線装備について、国際民間航空条約（第30条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

各締約国の航空機は、登録を受けた国の当局から無線送信機を装備し、かつ、運用するための□Aを受けたときにのみ、他の締約国の領域内で又はその領域の上空でその送信機を携行することができる。領域の上空を飛行される締約国の領域における無線送信機の使用は、□Bに従わなければならない。

無線送信機は、航空機が登録を受けた国の当局が発給したそのための特別な免状を所持する航空機乗組員に限って使用することができる。

A	B
1 特別の承認	その国が設ける規制
2 特別の承認	国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則
3 免許状の発給	その国が設ける規制
4 免許状の発給	国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則

A - 18 次の記述は、周波数等の変更について、電波法（第71条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の□Aに支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の□Bの指定を変更し、又は登録局の□B若しくは人工衛星局の□Cの変更を命ずることができる。

の規定により人工衛星局の□Cの変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C
1 運用	周波数若しくは空中線電力	通信の相手方又は通信事項
2 運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所
3 目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所
4 目的の遂行	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	通信の相手方又は通信事項

A - 19 次に掲げるもののうち、船舶局の免許人が電波法（第80条）の規定により総務大臣に報告しなければならないのはどの場合か、該当するものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- 2 外国の主管庁から電波の規正について通知を受け、必要な措置をしたとき。
- 3 外国の寄港地において当該国の主管庁による検査を受けたとき。
- 4 電波法施行規則第37条（目的外通信等）に規定する通信を行ったとき。

A - 20 次の記述は、時計、業務書類の備付け等について、電波法（第60条）及び無線局運用規則（第3条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局には、□A□ その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの□B□ の備付けを省略することができる。
の時計は、その時刻を毎日□C□ 中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

- | A | B | C |
|-----------------------|--------|-------------|
| 1 時計及び免許状 | 全部又は一部 | 正午及び午後8時の2回 |
| 2 時計及び免許状 | 一部 | 1回以上 |
| 3 正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌 | 全部又は一部 | 1回以上 |
| 4 正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌 | 一部 | 正午及び午後8時の2回 |

B - 1 次の記述は、落成後の検査について、電波法（第10条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

第8条（予備免許）の□ア□ は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第39条（無線設備の操作）第3項に規定する主任無線従事者の要件、第48条の2（船舶局無線従事者証明）第1項の船舶局無線従事者証明及び第50条（遭難通信責任者の配置等）第1項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び□イ□ 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を□ウ□ 。

の検査は、の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第24条の2（点検事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者（「□エ□ 」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて の届出をした場合においては、その□オ□ を省略することができる。

- | | | |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 1 免許を申請した者 | 2 業務経歴 | 3 予備免許を受けた者 |
| 4 員数 | 5 登録点検事業者又は登録外国点検事業者 | 6 受けなければならない |
| 7 全部 | 8 一部 | 9 登録工事事業者又は登録外国工事事業者 |
| 10 受けることができる | | |

B - 2 次の記述は、航空機局の運用について、電波法（第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空機局の運用は、その航空機の□ア□ に限る。ただし、□イ□ のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

航空局（航空機局と通信を行うため□ウ□ に開設する無線局をいう。以下同じ。）又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために□エ□ ことができる。

航空機局は、航空局と通信を行う場合において、□オ□ 又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

- | | | | |
|------------------|-------------------|---------------|-------|
| 1 航行中及び航行の準備中 | 2 運用の停止を命ずる | 3 陸上 | 4 航行中 |
| 5 受信装置 | 6 無線電話の送信装置及び受信装置 | 7 通信の順序若しくは時刻 | 8 空港内 |
| 9 必要な措置をとることを求める | 10 通信方法 | | |

B - 3 次の記述は、遭難通報に関する無線局運用規則（第77条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

遭難呼出しを行った無線局は、□ア、遭難通報を送信しなければならない。
遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 「□イ」又は「遭難」
- (2) 遭難した船舶又は航空機の□ウ
- (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、□エ及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□オで示す距離によって表すことができる。

- | | | |
|----------------------------------|----------|----------|
| 1 遭難の種類 | 2 キロメートル | 3 メーデー |
| 4 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて | 5 パン パン | 6 遭難の時刻 |
| 7 所有者又は運行者 | 8 海里 | 9 名称又は識別 |
| 10 その遭難呼出しに対して応答があったときはできる限り速やかに | | |

B - 4 次の記述は、無線局の免許状について述べたものである。電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 免許状（放送をする無線局のものを除く。）には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種類、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。
- ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- エ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、3箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- オ 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所（船舶局にあっては通信室内、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあってはその常置場所とする。）の見やすい箇所（自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあっては、総務大臣が別に告示する箇所とする。）に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

B - 5 次の無線従事者の免許証に関する記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第49条及び第51条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 第2級総合無線通信士の資格を有する無線従事者が氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、免許証の再交付を受けることを妨げない。
- イ 無線従事者は、国籍を変更したとき又は本籍の都道府県名に変更があったときは、申請書に免許証及び国籍又は本籍の都道府県名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。
- ウ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- エ 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- オ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。